

## 第3章 ワイダーヨーロッパと地中海南側諸国

金沢大学経済学部

正木響

- 1.はじめに
- 2.EU とバルセロナプロセス
- 3.国境を越える地域経済—Wider Europe と ENP
4. EU と地中海南側諸国
  - 4.1. 欧州近隣諸国パートナーシップ手段
  - 4.2. MEDA 諸国と MEDOCC プログラム
- 5.総括—EU と地中海南岸地域の今後—

### 1.はじめに

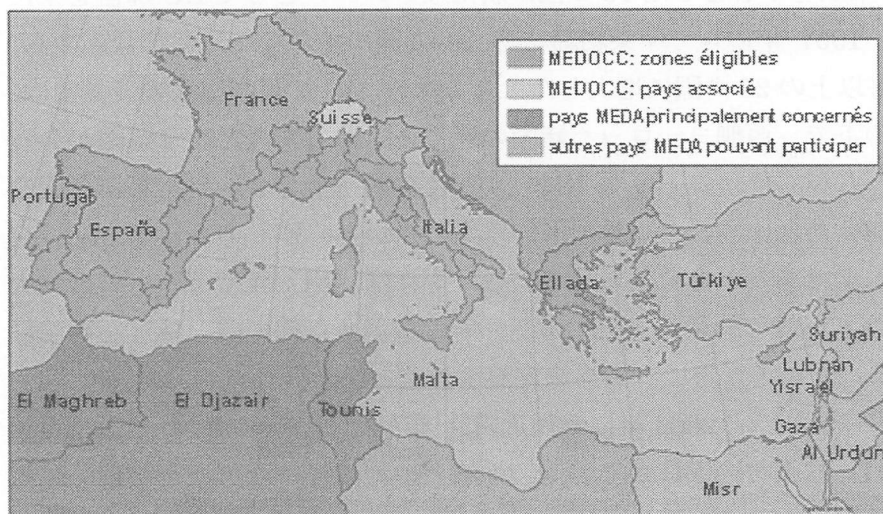
2004年5月、中東欧を中心とした10カ国が新たなメンバーとしてEU加盟を果たした。これにより、1957年のローマ条約締結時、6カ国にすぎなかった加盟国数も、約半世紀の間に4倍以上の25カ国に増大したことになる。EU加盟国増大の背景には、東西冷戦構造強化の下で、西側ヨーロッパ諸国の連帯と、勢力拡大という意図があったことは知られているが、今回のEU拡大は、かつての対抗勢力であった東側諸国を新たなメンバーに加えたということ以外にも、以下の点から、EUの今後の方向性を決定づける大きな一歩であったと考えられている。それは、EU面積そのものの拡大は、非EU地域との国境線の伸張を意味するが、その広がった線の内と外とを明確に峻別する政策をとるべきか否かという意思決定をすることを余儀なくされたEUが、2003年にワイダーヨーロッパ、2004年に欧州近隣諸国政策 (European Neighborhood Policy:ENP)を公表し、拡大後のEUがその周辺地域との地域経済圏形成を積極的に打ち出す路線を明確にしたことである。

本稿の目的は、この欧州近隣諸国のうち、図1に見るような、地中海南岸地域とEUとの関わりについてまとめることにある。なお、地中海北部地域も含めた地中海沿岸諸国は、英語では、Mediterranean となるが、EUにおいては、EUに対峙する言葉として、EUを除いた地中海沿岸諸国にMEDという呼称が、また、EU—地中海南岸地域をEuromedと称することが珍しくない。一方、後述するバルセロナプロセスの付随措置としてEUから当該地域に提供される財政支援をMEDA (Mesures d'Accompagnement: MEDA)と呼ぶことから、当該地域をMEDA地域、MEDA諸国と呼ぶこともある。本稿では、これらの呼称を、状況に合わせて適宜用いることにする。

EUは、以前より、EU加盟予定のないMEDとも何らかの経済協力や自由貿易協定

を結んできた。詳細は次節に譲るが、そもそも、原加盟国フランスの植民地が多く存在した北アフリカとは、1969年にモロッコ、チュニジアと連合協定を、1976年には、アルジェリア、モロッコ、チュニジアと経済協力協定を結んでいる。これに対して、1990年代に入ると、MED とのリージョナルベースでの自由貿易圏の創設が謳われるようになる。この背景には、1986年にスペイン、ポルトガルの EEC 加盟があることが指摘されている。つまり、これらの諸国と地中海を隔てて接している北アフリカの安定こそが、今後の移民・安全保障・イスラム原理主義といった観点からも、EU にとって極めて重要であることが再確認されたのである。実際、地中海南岸諸国は、ヨーロッパにとって、地勢学上無視することが不可能な地域である上に、ヨーロッパ地域に 2000 万人が居住するというムスリムの出身地であり、さらに、パレスチナやイスラム原理主義という火種を抱える地域でもある。また、石油・天然ガスの宝庫であるこの地域は、今後、発展途上国、特に中国・インドの台頭とともに生じるであろうと思われる世界的なエネルギー不足問題を考えるなら、戦略的に重要であることは言うまでもない。

図 1 地中海周辺諸国



出所 MEDOCC の HP

以上のような背景の下、1995年11月、バルセロナで開催された EU-地中海サミットにおいて Partnariat Euro Mediterranéen (バルセロナ宣言) が採択され、2010年までに EU と地中海南部との間で自由貿易圏を設立することが決定された。このバルセロナ宣言の下で、1990年代半ば以降、EU から MED 地域に対して 10 年に渡って実施されてきた経済協力が「バルセロナプロセス」である。第2節では、これについて詳しく見ることにする。もっとも、その際、EU は文化、民主化度、政治システムが EU と大きく異なるこれらの地域を無条件に受け入れはしない。むしろ、EU 地域経済圏に内包することの引き換えに、これらの国々の国内政治・経済・社会変革を彼

ら自身に促すのである。

一方、冒頭に述べたように、2004年のEU拡大が現実味をおびてきた2003年から2004年にかけて、EUは、ワイドヨーロッパや欧州近隣諸国政策を発表する。この欧州近隣諸国政策では、バルセロナプロセスの下で、EUから地中海南岸諸国に提供される融資プログラムMEDAと、従来、EU内の国境周辺地域に対しておこなわれていたInterregプログラムの統合が図られている。そして、バルセロナ宣言から丁度10年の節目にあたる2005年時点で、2007年以後、バルセロナプロセスの延長線上にこの欧州近隣諸国政策を据える準備が着実に整いつつあるのが観察される。第3節では、MED地域からみたこれらの政策の意味するものや今後の展望についてまとめるが、こうした政策は、従来のバルセロナプロセスをさらに大きなものへと発展・統合させ、単なる世界の三極の一つを担うということのみには満足しない、汎ヨーロッパプロセス（J.ペルクマンズ）のような野心的な構想を秘めているようにも感じられる。

こうした周辺地域に対する政策の転換は、実は、2000年以後、EUの援助プログラムの整理統合および援助を一元的に担当する新組織(AIDICO)の設立とも不可分である。また、2000年に開始されたMEDAIIおよびInterregIIIそれぞれにおいて、相互に歩みよる政策が取り入れられている。第4節では、それらの点について触れるとともに、具体的に、InterregIIBの一環で実施されているMEDOCCプログラムと地中海南側諸国の関りや取り組みについて紹介する。最後に、第5節では、総括として、近年の社会経済状況を鑑みながら、EUおよび地中海南岸諸国が抱える問題と今後の展望についてまとめることにする。

## 2.EUとバルセロナプロセス

1957年にローマ条約が締結され、これにより、翌年、現在のEUの前身であるEECが発足したが、その背景には、ソ連・アメリカといった大国の覇権主義が強まりつつある中、ヨーロッパ諸国の協力関係を強化する必要に迫られていたことがある。つまり、ローマ条約の起草者たちは、ヨーロッパを経済と政治の一大勢力にすること望んだがゆえに、共同体を第三国に解放し、第三国と密接な関係を樹立することに積極的であった。具体的な方法には通商協定、連合協定の締結等が挙げられる。なかでも、より強力な関係樹立を担う連合協定は、ローマ条約の第4部(第131条～第136条)によるものと、第238条によるものの二つがあり、前者は、ベルギー、フランス、イタリア、オランダ(1973年以降はイギリス)と特別な関係を持っている海外諸国・海外領土が、他のEEC構成国および他の海外諸国・海外領土に対しても、当該国と特別な関係で結ばれた構成国に対して適用されている制度を適用すること等を認めるものであった。一方、後者は、前者に加えて、共同体が権利・義務の相互性、共同行動、個別手続きという特徴をもった連合関係を、第三国、国家共同体、国際的な組織とともに締結することを認めるものであり、具体的には、EECがヨーロッパ諸国とも非ヨ

ロップ諸国とも個別的制度を作りだすことを可能にした。これに基づいて、EEC は、1962年にはギリシャと、1963年にはアフリカの17カ国およびマダガスカルやトルコと<sup>1</sup>、そしてECに改組された2年後の1969年には、チュニジアとモロッコとも連合協定を締結している。なお、チュニジアとモロッコと協定締結の際には、付属の議定書が付けられ、EEC構成国の一国（フランス）と特別な関係を持っている諸国の輸出に対しての保障が提示されており、モロッコとチュニジアがフランス市場において獲得した特典を保持し、両国とフランスの間の貿易量が維持されることの保障がなされている。もっとも、フランスは同議定書第2項によって特惠制度とその恩恵を受ける商品の一覧表を他の構成国に通知することを義務付けられており、また、同議定書の諸規定が他の構成国に損害をもたらさないかどうかを監視し、適切な措置をとる権限をEEC委員会に与えている<sup>2</sup>。

このように、当初より、ECは、地中海南岸諸国と連合関係を強化することに積極的であった。1972年に包括的地中海政策（Global Mediterranean policy）を発表し、1976年には、チュニジア、モロッコ、アルジェリアそれぞれと経済協力協定を締結し、2年後の1978年にその協定は発効する。この経済協力協定は、連合協定をさらに発展させたもので、前者が貿易を中心としたマグレブ地域との関係重視に過ぎなかったのに対し、後者は、貿易のみならず、経済、技術、金融、労働といった各方面での協力分野へ拡大されている。当時、ヨーロッパの東側は鉄のカーテンで遮断されており、さらに、1967年の第3次中東戦争を契機に、ソ連の中東への覇権拡大も顕著であったことから、ECにとって共産圏勢力を封じ込めるという意味でも、マグレブ諸国は重要な位置づけにあった。この経済協力協定に基づき、北アフリカに対してEUは、1976年から1996年の20年間で、4回のプロトコル（1976-1981）、（1982-1986）、（1987-1991）、（1992-1996）に分けて、国際協力の枠組みで、27.82億ユーロ<sup>3</sup>の援助を行っている<sup>4</sup>。なお、このうち冷戦が終結する1991年までのプロトコルは、プロジェクトを通じた金融・技術協力が中心であったのに対して、1992年以降は、構造調整や地域協力に対するサポートが重視されるようになったとの指摘もある<sup>5</sup>。

一方、ベルリンの壁が崩壊した1989年の7月、欧州経済社会評議会（European Economic and Social Committee）は、ECの新たな地中海政策を、また、4ヶ月後の11月に、欧州委員会が「刷新された地中海政策」というレポート<sup>6</sup>を発表し、その翌月

<sup>1</sup> アフリカ17国およびマダガスカルとの連合協定はヤウンデ協定として知られている。

<sup>2</sup> メッラーフ、F.M.(1979)『ECとマグレブの経済関係』アジア経済研究所。(Farid Mohammad MELLAH, *Les Relations CEE/Maghreb*,1977),33頁。

<sup>3</sup> 欧州投資銀行からの貸与も含む。

<sup>4</sup> Commission Européenne (200?). *Union Européenne-Maghreb 25 ans de Cooperation 1976-2001* (Direction Générale Relations Extérieures, Direction Moyen et Proche-Orient, Méditerranée Sud, Unité Maghreb).

<sup>5</sup> Europeaid, EC External Cooperation with the Mediterranean and Middle East  
[http://europa.eu.int/comm/europeaid/evaluation/odi\\_report\\_en/chap4.pdf](http://europa.eu.int/comm/europeaid/evaluation/odi_report_en/chap4.pdf)

<sup>6</sup> SEC (1989) Communication de la Commission au Conseil vers une Politique Méditerranéenne Renouée, 1961final.



には、EU 外相会議にて、「刷新された地中海政策（1992－1996）」<sup>7</sup>の採用が決定されている。こうした地中海政策重視の背景には、ベルリンの壁崩壊後、旧東欧諸国への関心が高まるなか、1986年1月に EC に加盟したスペインとポルトガルの意向も働いたと言われている<sup>8</sup>。実際、1992年3月には、スペインが EC とマグレブ諸国との間で自由貿易圏を設立することを提案するが、その背景には「マグレブが EU の発展を妨げる爆弾になりうる」との考えがあったことが指摘されている<sup>9</sup>。また、同年6月リスボンの EU 理事会においても、「マグレブは EU の南岸に接しており、その安定は EU にとって重要である。」と宣言され、EU-地中海のパートナーシップのコンセプトが生まれている。こうした認識は、その後、1995年の EU 地中海諸国外相会議で発表された Euro-Mediterranean Partnership(Euro-Med)へと発展し、バルセロナ宣言として、EU と地中海沿岸諸国との間でのパートナーシップ協定の締結が宣言された。EU 地中海パートナーシップ (EU-MED) は、EU と、このアフリカ大陸北部および中東の地中海沿岸諸国、2004年12月に EU 加盟の検討が開始されたトルコ、および既に2004年5月に EU に加盟したキプロス、マルタといった地域を横断的に取り囲む経済協力・自由貿易圏構想であるが、経済制裁が解かれたリビアも、2004年の2月にバルセロナプロセスに加わることを表明しており<sup>10</sup>、さらに地中海沿岸諸国ではないアフリカの一部、モーリタニア等もオブザーバーとしての参加を認められている。このように、EU加盟国とそうでない地域が重層的な経済関係構築を展開しつつあり、緩やかな形で EU 経済圏が周辺地域に拡大している様が観察される。

バルセロナ宣言では、3つの柱として、それぞれ1・政治と治安、2・経済・金融、3・社会・文化・人間に関するパートナーシップが掲げられている。まず、政治・安全保障の分野では、地中海地域での平和と安定を強化することを目的に、長期的に両者が対話を続けることが宣言され、紛争の防止や危機管理を目的に「平和と安定のための欧州・地中海憲章 (the Euro-Mediterranean Charter on Peace and Stability)」の制定が進められている。これ以外にも、EU が東欧に対しておこなっているのと同様に、地中海南岸地域での人権や民主主義を推進するための取り組みにも積極的である。

経済・財政面では、2010年に向けて自由貿易圏の設置が目的に掲げられ、そのための二国間の連合協定が、表1にみるように締結されている。そのうち、EU に加盟したマルタおよびキプロスを除く10カ国が署名をしており、条約の一部のみが発効して

<sup>7</sup> SEC (1990) Communication de la Commission au Conseil vers une Politique Méditerranéenne Renouée – Propositions pour la Période, 1992-96, 812final.

<sup>8</sup> たとえば、1990年3月21日・22日、EUの地中海沿岸諸国とマグレブ諸国の間で移民、安全保障、交易についての会合等が開かれている。

<sup>9</sup> René Gendarme (1999) „La coopération Europe-Méditerranée” *Mondes en Développement*, Tome 27, Numéro 105.

<sup>10</sup> 2004年2月27日、第二回 AU サミットの折りに、欧州委員会委員長 Romano Prodi とリビアとのガダフィー大佐との対談において。

いるレバノンおよび批准待ちのアルジェリアとシリアを除いた 7 カ国で既に発効している。なお、トルコは連合協定に替わって関税同盟を EU と既に結んでおり、ユーロ地中海自由貿易圏の枠組みではなく EU 加盟候補国としての作業が進められている。

一方、社会・文化の分野では、歴史・文化資産の保護や文化交流として、遺跡の保護、アラブ伝統音楽の資料作成、ジェンダー・人種差別問題といった取り組みがなされつつある。

表 1 EU-地中海沿岸諸国との連合協定締結状況

国名	発効日	協定締結日
アルジェリア	批准待ち	2002年4月22日
エジプト	2004年6月1日	2001年6月25日
イスラエル	2000年6月1日	1995年11月20日
ヨルダン	2002年5月1日	1997年11月24日
レバノン	2003年3月1日	2002年6月17日
モロッコ	2000年3月1日	1996年2月26日
パレスチナ自治区	1997年7月7日	1997年2月24日
シリア	批准待ち	2004年10月19日
チュニジア	1998年3月1日	1995年7月17日
トルコ	関税同盟を、1995年12月31日から施行	

出所 [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/) (2005/12/5)

表 2 MEDA の予算額

MEDAI		MEDAII	
1995-1999	MEDA 34億3500万ユーロ	2000-2006	53億5000万ユーロ
1995-1999	ヨーロッパ投資銀行 48億ユーロ	2000-2007	ヨーロッパ投資銀行 64億ユーロ

MEDA の HP [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/meda.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/meda.htm)

注 予算案と実際の拠出額は異なる。

なお、自由貿易体制に移行することの付随措置 (Mesures d'Accompagnement: MEDA) として、EU から MED に対して資金援助が行われており、これを MEDA プログラムと呼ぶ。このうち、1996年から1999年にかけて実施されたものを、MEDAI とし、現在、2000年から2006年までの予定で MEDAII が実施されている<sup>11</sup>。これらの資金援助は、(1) 連合協定の実施、(2) 経済移行の支援、(3) 社会・経済バランスの保持のためには不可欠と考えられているが、冷戦終了を背景とした貿易自由化と構造調整政策を包摂する EC の開発援助政策との指摘もある (鈴木 2005)。また、マ

<sup>11</sup> MEDAI は、EU 理事会規則 EC/1488/96 (23 July 1996) に基づいているのに対して、2000年11月27日にこの規則は改正され、MEDAII (EC/2098/00) が開始された。

グレブ諸国にとっては、1976年に締結した経済協力協定の下で与えられていた EU 市場での優遇措置が、GATT 協定締結以降、自由貿易圏の設立以外に実現困難になりつつあったことから、このパートナーシップ協定締結以外の選択肢がもはやなかったということも指摘されている<sup>12</sup>。表 2 では、その MEDAI および MEDAII の予算額を示しているが、この予算どおりに資金が拠出されるとは限らない。例えば、MEDA 対象国のうち、優等生と認識されているチュニジアですら、実際に支払われた金額は、1995 年から 2003 年までの期間で、当初の予算の 57% に留まっている。

また、3 年ごとに一つのプログラムペーパーを求めた MEDAI に対して、MEDA II では、各締結国は、長期、中期、年ごとの戦略ペーパー (CSP) をまとめる必要がある<sup>13</sup>。つまり、MEDAII では、MEDAI よりもプログラムに対してより厳格な評価がなされるようになり、MED 側は、常に、EU の掲げる目標に近づくという姿勢を見せることが求められている。さらに、MEDAII は MEDAI に比べてプログラム融資のウェイトが高く、EU 加盟予定国に対して 1989 年から供与していた PHARE および東ヨーロッパや中央アジア向けの TACIS プログラム<sup>14</sup>、西バルカン諸国向けの CARDS<sup>15</sup> の制度をベースに構築されている。そうした意味では、2000 年の時点で既に、後述するような東欧に対する支援政策と地中海南岸地域に対するそれを統合する動きが始まったともいえる。

また、MEDA I では資金の約 90% が EU から協定締結国への 2 国間援助を対象とし、残りの 10% 程度が広い範囲の地域に対するプログラムに過ぎなかったのに対して<sup>16</sup>、MEDAII では、額としては大きくはないが、超国家的概念 (transnational) でのプログラムにも資金が拠出されている。後述するが、EU は、近年、MED 内での自由貿易や地域間協力を推進しているが、そうした周辺地域との単なる二国間協力を超えたプログラムも、2000 年に開始された MEDAII で意識されていたことが伺える。また、これは、2007 年以降、MED 地域に本格的に導入される Interreg プログラムとも繋がるものである。

一方、MEDA プログラムはノン・プロジェクト融資の傾向が強く、先にあげた 3 つの柱を実行することを目的とした構造調整型の融資であるのに対して、当該地域のイ

---

<sup>12</sup> 中東調査会 (2001) 「主要要人スピーチ EU・チュニジア・パートナーシップ協定/ベン・アブダッラ工業大臣の発言 (10 月 18 日付「ザバーハ」紙)」

<http://www.meij.or.jp/information/speech/2001/2001-10/20011018tunisia.PDF>

<sup>13</sup> MEDA Team Information (2001) “From ‘MEDA I’ to ‘MEDA II’: What’s new?” *Euromed Special Feature*, Issue No.21, 3 May 2001.

<sup>14</sup> 1991 年に、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キリギスタン、モルドヴァ、ロシア、タジキスタン、トルメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタンの 12 カ国に対して、移行経済をサポートする目的で開始された。

<sup>15</sup> Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilization の略。2000 年 12 月 5 日の EC Regulation (No. 2666/2000) によって採用され、西バルカン 8 アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、セルビア、モンテネグロおよび旧ユーゴスロビアの安定を目的にした支援。

<sup>16</sup> EU-MEDA の HP

[http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/meda.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/meda.htm)

インフラ整備といったプロジェクト向けの融資は、European Investment Bank (EIB) が担っている。なお、EIB は、MED 諸国に対して、2002 年 10 月に、EU・地中海投資・イニシアティブ・ファシリティ（Facility for Euro-Mediterranean Investment and Partnership: FEMIP）を立ち上げており、具体的にはリスクキャピタルの引き受けや、技術支援、投資支援も行っている。なお、この FEMIP は、将来的には、「欧州・地中海銀行」として独立することになっている。また、2003 年 11 月には、地中海南側諸国に対しての融資の上限が 21 億ユーロにまで引き上げられるという提案を欧州理事会は承認している。

ところで、EU は、近年、EU 拡大の一方で、バルセロナプロセスのように、第 3 国と FTA を締結することに積極的であるが、Winters, L.A.(2000)は、表 3 に見るように、EU が結ぶ FTA を含む PTA (Preferential Trade Agreements) にもいくつかのタイプとそれぞれに応じた目的があると指摘している。つまり、EU が MED と結ぶ自由貿易協定は、ACP 諸国やラテンアメリカ諸国のそれとは明確に異なる戦略・目的に基づくというのである。

表 3 4つのタイプの FTA とそれぞれの目的

タイプ	目的
①EFTA や中東欧のように、EU に加盟していないが、将来、EU に加盟する国。	実質的に EU と一体化した FTA (Community)
②マグレブ・マシュリクなどの地中海諸国。	対象地域の安定のため (Stability)
③ACP 諸国、ロメ、コトヌー協定	対象地域の開発のため (Development)
④南ア、メキシコ、メルスコール、チリ	地理的には遠隔地にあるが、特恵的市場アクセスのため (Defensive)

Winters, L.A.(2000), 199-206.

Winters は、表 3 の①および②における PTA では、しばしば、EU の法体系であるアキ・コミュノテール (共同体アキ) (Acqui communautaire) が条件に含まれることを指摘している。実際、EU は 1990 年代以降、MED 諸国と WTO の枠を超えて、環境・労働問題にも言及した FTA を締結している。つまり、明らかに、FTA を通じて協定締結国の国内経済改革を促すという意図が打ち出されているのである。特に、2000 年の MEDAII 以降、その傾向は強くなり、欧州委員会は、バルセロナプロセスを推進するために、国別の戦略書 (Country Strategy Papers: CSP) をまとめ、パートナー各国の政策指針や、政治・経済・社会の状況に基づいて EU としての協力のあり方を提

示し、具体的な計画は CSP に付随する国別計画（National Initiative Papers:NIP）でまとめ、それに応じて援助を実施している。

表 4 地中海沿岸諸国（2003 年）の経済指標

	人口（万人）	一人当たり GNI	成長率	失業率
アルジェリア	3180	1930	6.80%	27.3 % (2001)
エジプト	6640	1390	3.2	9.2 (2001)
イスラエル	6700	16240	1.0	10.3 (2002)
ヨルダン	5300	1910	3.2	
レバノン	4500	4320	2.7	
モロッコ	3010	1310	5.5	11.6 (2002)
パレスチナ				
シリア	1740	1120	2.5	11.7 (2002)
チュニジア	9900	2240	5.5	14.3 (2003)
トルコ	7070	2800	5.8	10.6 (2002)

（出所） 失業率：国連 <http://unstats.un.org>

失業率以外：世界銀行 <http://devdate.worldbank.org>.

一方、表 4 は、バルセロナプロセスに参加もしくは予定の地中海沿岸諸国とその経済指標をまとめたものであるが、レバノンとイスラエルを除いて一人あたり GNI は 3000 ドルに達しておらず、EU 加盟国でもっとも一人あたり GNI が低いとされているラトヴィアの 2003 年の値(4420 ドル)と比べてもその経済水準の低さは否めない。したがって、これらの地域と EU との間の自由貿易圏の形成は、両者の間で垂直的なハブスポーク関係の推進に繋がるのではないかという懸念がないわけではない。そこで、そうした問題を緩和するために、以下に見るように、EU は MED 内での自由貿易圏の創設にも積極的である。

2001 年 5 月、モロッコの Agadir で、EU-MED 自由貿易圏構想を補完する形で、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダンの 4 カ国の間でも地中海アラブ諸国自由貿易圏を創設することが宣言された。これは、2004 年 2 月に Agadir 協定として調印され、このプログラムのために、MEDA を通じて 400 万ユーロの援助がなされることが 2003 年の時点で決定されている<sup>17</sup>。また、これとは別に大アラブ自由貿易地域 (Greater Arab Free Trade AREA:GAFTA) 構想なども、実現の可能性は低いものの組

<sup>17</sup> Commissioner Patten attends signature of Agadir Agreement, IP/04/256 - Brussels, 24 February, 2004, [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/news/ip04\\_256.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/news/ip04_256.htm) (2005/12/10)

上に載せられている。これは、ハブ-スポーク型の EU-MED 関係から、スポークの先端を結ぶ形での自由貿易の推進を意味しており、EU の通商担当者である Pascal Lamy 氏が推奨する South-South- North 戦略に近いとの指摘もある（鈴木，2005）。さらに、先日開かれたバルセロナ宣言の 10 周年に当たる EU-地中海南側諸国首脳会議では、これまで EU が各国と個別に結んできた FTA を地域全体に広げ、自由貿易圏を創設することを盛り込んだ宣言が採択されている<sup>18</sup>。

こうした EU を中心とする重層的な地域統合、自由貿易圏の創設は、明らかにアメリカが推奨する FTA 戦略とは異なる。近年、アメリカも、アラブとの通商外交を活発化させており、既に、ヨルダンやモロッコとは FTA 協定を結び、エジプト、バハレーン、UAE、オースマンとも交渉に臨んでいる。また、2004 年、アイルランドサミットの際には、ブッシュ大統領主導で「大中東圏構想」も発表され、モロッコからパキスタンまでを想定した大中東圏に対する政治・経済改革構想なども持ち上がっている。しかし、こうしたアメリカが構想する世界秩序が、アメリカ中心の一極システム (unipolar system) になる傾向があることが否定できないのに対して、上記にみたような EU のそれは、多様な地域統合に基礎を置く多極システム (mutipolar system) であるとの見方もある（鈴木 2005）。次節では、その多極システム志向の一例として、Wider Europe 構想を踏まえながら、EU と MED 間での国境を越える地域経済圏についてみることにしたい。

### 3・国境を越える地域経済圏－Wider Europe と ENP

2003 年に EU 委員会が発表した新たなレポート、Wider Europe –Neighbourhood : A New Framework for Relations with our Eastern and Southern Neighbours は、その副題にある通り、拡大 EU のさらに外側に広がる地域との関係に対して新たな一石を投じるものであった。

そもそも、EU は、1989 年より、2004 年 5 月に EU に新たに加盟した国のうちキプロスとマルタを除いた 8 カ国およびブルガリア、ルーマニアの 10 カ国に対して、PHARE の枠組みで経済支援を行っていた。また、前節でまとめたように、キプロスとマルタを含む MED12 カ国に対しても、バルセロナプロセスの下で連合協定を結び、1995 年から 2003 年までに MEDA プログラムの下で 54 億 58 百万ユーロの資金援助をおこなっている。一方、1991 年以降、旧ソ連邦を中心とした 12 カ国<sup>19</sup>に対しては、TACIS プログラムの下で経済援助を行っており、パートナーシップ協力協定(PCA)の下で、1991 年から 1999 年にかけて 42 億 26 百万ユーロの資金を拠出し、その後も 2000－2006 年プログラムが進行中である。このように冷戦崩壊前後から、EU は、

<sup>18</sup> 日本経済新聞，2005/11/29.

<sup>19</sup> アゼルバイジャン，ベラルーシ，グルジア，カザフスタン，キルギスタン，モルドヴァ，ロシア，タジキスタン，トルメニスタン，ウクライナ，ウズベキスタン

PHARE, MEDA, TACIS といったプログラムを通じて、EU 周辺地域との関係構築に尽力してきた。なお、地中海南側諸国と結んでいる連合協定と東側諸国とのパートナーシップ協力協定の大きな違いは、前者では、2010 年を目標に自由貿易圏の形成が謳われているのに対して、後者では、貿易の優遇措置やそのタイムテーブルが設定されていない点にある。

この Wider Europe のレポートからは、EU がこれらの国への経済援助を惜しんでこなかった背景には、世界の三極の一つとしての責任と安全保障の世界戦略があったことが読み取れる。Wider Europe では、拡大 EU と MEDA および TACIS プラグラムの支援を受けている周辺諸国のうち、EU およびその準加盟国と国境を接しているロシア、ベルラーシ、モルドヴァ、ウクライナおよび地中海沿岸地域との間に明確な線引きを行わず、これらの国々との間で改革と持続的発展と貿易を推進する長期的なアプローチを強化することが、そしてそうした周辺地域を包括的に Wider Europe とする点が宣言されている<sup>20</sup>。これは、従来に比べて、EU がその枠内に留まらず、その周辺地域との間での経済・政治的な連携に積極的であることを改めて宣言したという意味で重要な転機を意味するものとなった。こうした姿勢は、この Wider Europe のレポートとほぼ同時期に発表された通称「ソラナ・ペーパー」においても顕著に読み取れる。ソラナ・ペーパーとは、Javier Solana 欧州共通外交・安全保障政策 (CFSP) 上級代表が、2003 年 6 月、ギリシャで開かれた欧州理事会の際に、「Secure Europe in a better world (よりよい世界における安全な欧州)」<sup>21</sup> という題目で提出したペーパーであるが、そこでは、「欧州が現在のような繁栄と安全、自由を享受できた時代は過去にはなく、EU がその中心的な役割を果たしてきた」という認識を示し、その一方で、テロや国際犯罪に対する危惧が高まるなかで、今後の欧州の安全保障のためには「拡大 EU の周辺を含む安全保障圏の拡大」「効果的な多国間主義に基づく国際秩序の強化」等が謳われている。

先の二つのレポートは、今後の EU と周辺地域とのあり方の方向性を示したものであったが、これを受けて EU と周辺地域の経済的な繋がりを強化する具体的な政策として打ち出されたものが、2004 年に発表された European Neighbourhood Policy (欧州近隣諸国政策、以下 ENP) である。ENP では、拡大 EU の周辺国にも、政治、経済、安全保障、文化面での協力を通して、EU の活動に参加する機会を提供することを意図しているが、その際、法体系の整備、人権擁護、グッドガバナンスおよび市場経済、持続可能な発展といった分野での共通の価値観を保有することを求めている。

この ENP では、従来の MEDA と異なり、まず、近隣諸国それぞれについてカントリーレポートが欧州理事会に提出されることになっている。このカントリーレポート

<sup>20</sup> EC(2004), Wider Europe-Neighbourhood: A New Framework for Relations with our Eastern and Southern Neighbours, *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament*, Brussels, 11.3.2003, COM(2003), 104 final, p.4.

<sup>21</sup> Javier Solana, *A secure Europe in a Better World*, European Council, 2003/06/020.

では、これまでの二国間協定や現在行われている改革の進展具合について言及され、それぞれの国の政治、経済、社会、制度の状態を反映しながら、ENPでの優先事項に焦点を当てる。続いて、このカントリーレポートを受けて、各国は、EUと共同で表5に見るような各分野について、それぞれの事情を反映したテーラーメイドの Action Plan を策定することを求められる。EU 委員会は、EU 議会、欧州経済社会評議会および地域委員会にこの Action Plan の内容を送付する。続いて、加盟国に認められた後、この Action Plan は EU 委員会からの提案という形で、EU 理事会の決定を仰ぐことになる。Action Plan が認められた後は、MEDA、TACIS プログラムを通じて資金援助がなされるが、2007 年以降は、それらに代わって European Neighborhood Partnership Instrument (以下、ENPI) の枠組みで必要な資金が、とりあえず 2007 年から 2013 年の予定で拠出されることになっている。なお、ここで重要なのは、従来の構造調整融資などに見られたコンディショナリティーと異なり、資金の拠出側が一方的に画一的な政策を被援助国に押し付ける「One size-fits-all」という形態をとらずに、それぞれの事情を反映した Action Plan を共同で策定しているという点にある。なお、計画の進捗状況について、各国は每期ごとにレポートを提出することを課せられており、さらに、そのレポートの内容は、国際機関や第三国にも提供されることになっている。また、EU は、初期の Action Plan の実施状況に応じて、将来、European Neighbourhood Agreement の締結という形で、当該国が EU とより緊密な関係を結ぶことを保証する用意があるとしている<sup>22</sup>。ENP の対象国は、先の Wider Europe にコーサカス 3 国（グルジア、アルメニア、アゼルバイジャン）およびパレスチナ暫定自治区を加えた 17 ヶ国<sup>23</sup>であるが、2004 年 5 月の時点で、イスラエル、ヨルダン、モルドヴァ、モロッコ、パレスチナ、チュニジア、ウクライナの 7 カ国の、2005 年 4 月の時点で、アルメニア、アゼルバイジャン、エジプト、グルジア、レバノン 5 カ国のカントリーレポートがまとめられ、それを受けて、前者に関しては、2004 年 12 月に Action Plan が提出されている。

このように、EU に将来加盟するという条件を与えないまでも、今後の欧州の繁栄と安全保障の確立という意味で、EU の価値観を主体的に共有しようとする周辺諸国に対しては、従来の MEDA および TACIS を再編し、新たに ENPI として、ブリュッセルから少なくない資金が提供されることになっている。一方、EU の周辺地域と EU 周辺諸国との間で、1990 年以降、以下に見るような地域経済圏を形成する政策 Interreg プログラムが打ち出されていたが、前述のように、TACIS、MEDA とこの

<sup>22</sup> EC (2004) "On the Instruments for External Assistance under the Future Financial Perspective 2007-2013", *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament Brussels*, 29.9.2004, COM(2004) 626final., p.4.

<sup>23</sup> アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、グルジア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、モルドヴァ、モロッコ、パレスチナ自治区、ロシア、シリア、チュニジア、ウクライナ。



Interreg プログラムそれぞれを結合させる動きも 2000 年以降強まっており<sup>24</sup>、2007 年からの ENPI では、EU 内で社会的結束 (Cohesion) を目的に実施されていた Interreg プログラムの内容を、EU とその周辺地域との間の国境域で本格的に導入することになっている。つまり、ENPI では、これまでの中心—周辺間における、中心から周辺への経済援助に留まらず、「EU 内の周辺地域」と「EU の周辺地域」との間のネットワークの確立が意図されているのである。

表5 ENP とアクションプラン

Political Reform—民主主義の徹底，良い統治
Economic Reform—ビジネスの推進，投資の喚起
Trade Market and Regulatory Reforms—貿易の推進，グローバルシステムへの統合
Justice, Liberty and Security—公正，自由，安全保障
Infrastructure Network—インフラのネットワーク
People to People Contacts—教育，研究，文化，文明

Interreg プログラムとは、元来、EU 各国の国境地域間—多くの場合、各国の停滞地域に該当—に向けた EU からの融資プログラムであった。かねてより EU は、「EU 内の周辺地域」および「EU 内の停滞地域」に対しても、地域間格差是正を目的に、構造基金を通じて EU (欧州委員会) から加盟国へ補助金を拠出してきた。なかでも 1975 年に、構造基金の中に設立された欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund, 以下 ERDF) がその中心的な役割を果たすことになる。1981 年、欧州評議会は、地域間格差是正を目的に、不利な条件下にある EU 内の各国境地域間の協力に関する大綱を定めているが、それを受けて 1990 年に開始された国境地域の支援プログラムとして ERDF から拠出されているのが Interreg プログラムの始まりである。この Interreg プログラムは、1990 年から 2006 年までの 17 年間で 3 期に分割されて実施されており、Interreg I が 1990-1993、Interreg II が 1994-1999、Interreg III が 2000-2006 となっている。

Interreg I では、EU 内の国境を挟む地域間 (Cross Border Cooperation) での協力支援が推進された。これは、1994 年からの Interreg IIA、IIB に継承されるが、1997 年からはこの二つに加えてさらに Interreg IIC が追加された。この Interreg IIC では、水資源の管理を含む地域・空間計画に関する超国家的概念 (transnational) におけるプログラムということで、単なる国境間の協力プログラムであった従来の Interreg IIA や IIB と比べて、より広い地域にまたがった空間横断的なプログラムが該当する。この Interreg IIC を引き継いだのが、2000 年からの Interreg IIIB である。

<sup>24</sup> EC(2001), *A Guide to bringing INTERREG and TACIS funding together*, [http://europa.eu.int/comm/regional\\_policy/interreg3/documents/tacis\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/regional_policy/interreg3/documents/tacis_en.pdf)

なお、InterregIII では、EU 全体を東西南北 4 つの地域に分け、各地域内での経済協力プログラム—Interreg IIIC—も策定されており、総額で 48 億 7500 万ユーロの予算が計上されている。

さて、Interreg IIIB では、初期の段階で 11 の Transnational Cooperation が策定されているが、EU 内での地域協力のみならず、EU 周辺諸国である中東欧地域（Central Adriatic Danubian South-Eastern European Space, 以下 CADSES）とアフリカ北部も視野にいれた地中海西部地域における地域協力プログラム（MEDOCC）およびギリシャを中心とした地中海東部地域を対象とする ARCHIMED プログラムが含まれている点が特徴の一つになっている。なお、Interreg IIIB では、2001 年以降、南米のフランス領ギアナおよびマダガスカル沿岸にあるフランス領レ・ユニオン地域に対する地域開発プログラムも策定されている。当然のことながら、フランス領とはいっても、ヨーロッパ大陸からかなり距離のあるこれらの地域を Interreg IIIB の該当地域に認めたことから、今後ますます EU 周辺地域の概念や対象地域が広がることも考えられる。

次節では、MEDA 地域を中心に、バルセロナプロセスおよびワイドーヨーロッパ構想とこの Interreg プログラムおよびその統合について触れ、続いて、Interreg IIIB のうち西地中海地域を対象とした MEDOCC プログラムについて、中間評価を参考にしながら、地中海南部と EU 間での国境を越える地域経済圏形成の現状について見ることにする。

#### 4. EU と地中海南側諸国

##### 4.1. 欧州近隣諸国パートナーシップ手段

2004 年、EU の地中海南側諸国および中東に対する戦略的なパートナーシップ構築に関する最終的なレポートが提出された<sup>25</sup>。そこでは、この地域の、共通の関心を構築し、パートナーシップに基づくアプローチの重要性、差別化の必要性、必要とされる改革の認知、EU 政策と一致することの必要性、具体的な政策アジェンダの必要性等が主張されるとともに、EU の安全保障戦略として、「我々の使命は、地中海沿岸の国境線を、我々と密接で協力的な関係を構築することができる良く統治された国々の輪で覆うことである。」と改めて強調している<sup>26</sup>。

ユーロ地中海パートナーシップは、多国間レベルと、EU と各 MED 諸国との間での連合協定の締結によって実施される二国間レベルで構成されており、前者は、後者を補完し、後者の推進を担う役割を負うことになっている。連合協定は、パートナー

---

<sup>25</sup> Euromed Report: "EU Strategic Partnership with the Mediterranean and the Middle East", Issue No 78, 23 June 2004, pp 1-6 Available at [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/publication/2004/euromed\\_report\\_78\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/publication/2004/euromed_report_78_en.pdf) (2005/12/19)

<sup>26</sup> *Ibid*

国によって若干の相違はあるものの、A/政治に関する条項、B/自由貿易地域の構築、C/経済協力、D/社会・文化協力、E/融資等について論じられており、こうした協定を推進する母体は、欧州閣僚理事会、欧州共同体委員会およびパートナー国政府のメンバーで構成される連合理事会（Association Council）およびその下部組織である連合委員会（Association Committee）とワーキンググループが担っている。

表6 MEDA の地域プログラム

		プログラム	金額	期間
	政治 安全 保障 パート ナ ー シ ッ プ	外交政策機関の EU 地中海ネットワーク	193 万ユーロ	2001 年から 3 年
		自然災害・人災予防のための EU 地中海ネットワークの構築	セミナーごとに 190 万ユーロ	1998 年から 5 年
		外交官育成のためのセミナー開催	セミナーごとに 12 万ユーロ	1997 年から 7 年
		中東和平	7600 万ユーロ	1995 年から継続中
経済・金融 パート ナ ー シ ッ プ	の 発 展 に 関 す る プ ロ グ ラ ム	中小企業支援	2800 万ユーロ	1998 年から 6 年
		FEMISE (ユーロ地中海の経済系研究所のネットワーク) 構築	200 万ユーロ	1998 年から 2 年
			630 万ユーロ	2001 年から 4 年
		ユーロ地中海の産業協力	3000 万ユーロ	1996 年から 10 年
		ユーロアラブ経営学校設立	830 万ユーロ	1995 年から継続中
		その他 3 件		
	の 環 境 と イ ン フ ラ ス ト ラ ク チ ュ ー の 維 持 に 関 す る プ ロ グ ラ ム	環境に対するユーロ地中海プログラム	600 万ユーロ	1997 年から 3 年
			3000 万ユーロ	2001 年から 4 年
		水の地域管理に関するプログラム	4000 万ユーロ	2001 年から 5 年
		その他 6 件		
社 会 、 文 化 、 人 間 の パ ー ト ナ ー シ ッ プ	ユーロ地中海文化遺産のための地域プログラム	1720 万ユーロ	1997 年から 6 年	
		3000 万ユーロ	2001 年から 7 年	
	ユーロ地中海の視聴覚資料協力のための地域協力	2000 万ユーロ	2000 年から 3~4 年	
	青少年育成のためのプログラム	600 万ユーロ	1999 年から 7 年	
	その他 3 件			

出所：Europe Aid の HP

一方、多国間レベルでは、地域協力（Regional Cooperation）が推進されており、複数国が参加する会議（multilateral conferences）や地域プログラム（Regional

Programmes)を通じて実施されている。例えば、外相レベルでの会議であるユーロ地中海会議 (Euro-Mediterranean Conference) が 1995 年から 2005 年 11 月までに 12 回開催されており、これ以外にも、政府高官レベルの委員会である「バルセロナプロセスに向けてのユーロ地中海委員会」(Euro-Mediterranean Committee for the Barcelona Process)が 3 ヶ月に一度開かれている。とりわけ、2002 年のヴァレンシアおよび翌年のナポリで開かれた第 5 回および第 6 回ユーロ地中海外相会議においては、地域協力プログラムを通じて、南々統合、サブ地域レベルでの協力、規則や法律を守る環境との調和を戦略的に推進することが確認されている<sup>27</sup>。また、地域プログラムに対しては MEDA 全体の約 12% にあたる資金が、具体的には、表 6 にみるような 1. 政治・安全保障パートナーシップ、2. 経済・金融パートナーシップ、3. 社会、文化および人間のパートナーシップに投じられている<sup>28</sup>。

この MEDA は、2004 年の ENP の出現とともに、大きな転換を迎えることになる。そして、周辺諸国に対して拠出されていた融資枠組みは近隣諸国プログラムに同一化されることが決定した。具体的には、2004-2006 期間においては、TACIS, PHARE, CARDS, MEDA に対して、それぞれ 7500 万、9000 万、4500 万、4500 万、合計で 2 億 5500 万ユーロの予算が生まれ、地中海南岸諸国に対しては、近隣諸国政策が始まる 2007 年に先駆けて、MEDA 近隣諸国プログラム (MEDA Neighbourhood Programme : MNP) が、2004-2006 の予定で開始されている。この MNP では、とりわけ、EU-地中海南岸諸国のエネルギー市場の確立とインフラ整備が中心となっているのが特徴であり<sup>29</sup>、EU の近隣諸国政策実施の理由の一つに、将来のエネルギー不足があることを裏付けるものとなっている。一方、Interreg プログラムの下での EU 国境間支援に対しては 7 億ユーロの予算が計上されているが、2004 年に関しては従来の MEDA プログラムと Interreg プログラムは明確に区別されていたのに対して、2005 年-2006 年期間でその境界は徐々に薄くなり、2007 年以降は、ヨーロッパ近隣諸国手段 (European Neighbourhood and Partnership Instrument: ENPI) として、両者を統合した新しい融資枠組みが誕生することになっている<sup>30</sup>。

なお、こうした EU の地中海南岸諸国および周辺諸国に対する戦略、将来像の変化は突然発生したものではなく、今世紀に入ると同時に、組織の再編を通じて着実に準備されてきた。そもそも、EU は、150 以上の国、地域、組織に対して、2005 年の段階で年に 96 億ユーロの対外援助を供給しているが、Interreg のような地域政策の延長上にあるプログラム、ACP 諸国といった著しく経済水準の低い国に対しての援助プ

<sup>27</sup> EC(2004)"Communication from the Commission, European Neighbourhood Policy, Strategy Paper", COM(2004)373final.

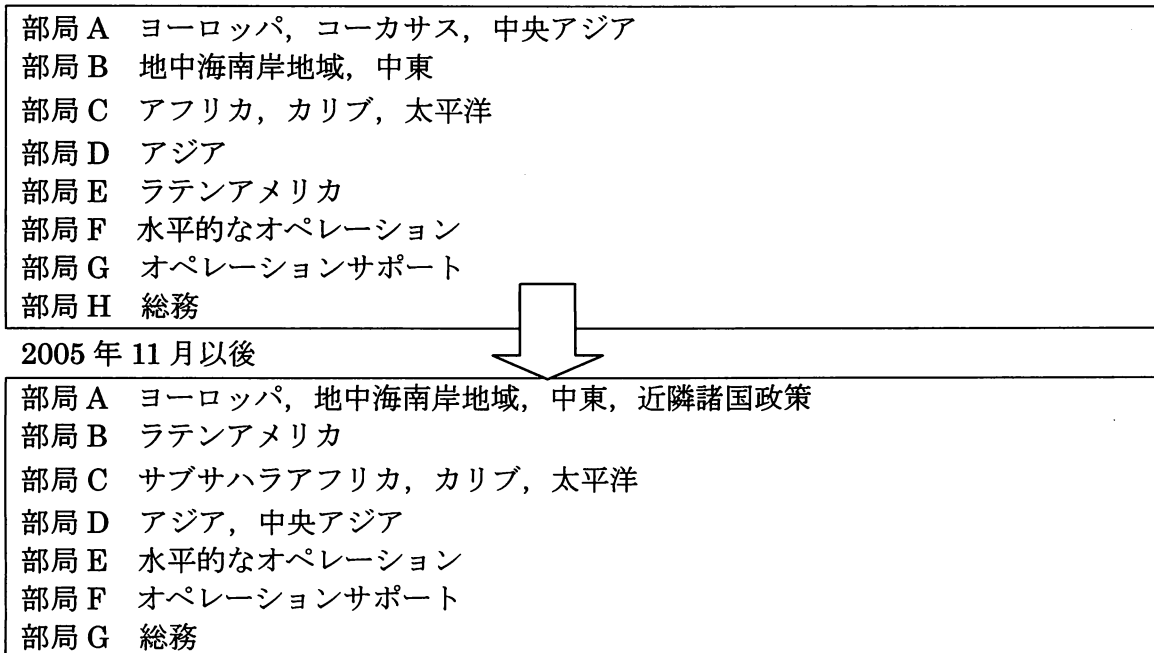
<sup>28</sup> MEDA の HP [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/meda.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/meda.htm)

<sup>29</sup> MEDA Neighbourhood Programme, Strategy Paper and Indicative Programme for countries under the Euro-Mediterranean Partnership, ANNEX: Indicative Programme 2004-2006, <http://www.cespi.it/ambiente/MEDA.pdf>

<sup>30</sup> EC(2004)"Communication from the Commission, European Neighbourhood Policy, Strategy Paper" COM(2004) 373 final, p.25.

プログラム、TACISやMEDAのように近隣諸国に対する戦略としてのプログラムなど、成立過程の異なるさまざまな援助プログラムが交錯している状態にあり、責任が不明瞭かつ煩雑な手続きを伴うといった問題に直面していた。実際、MEDAプログラムの対象地域である地中海南岸地域および中東地域に対する援助活動は、11の異なる規定を通じて実施されることが観察されるという状況であったという<sup>31</sup>。

図2 Europe Aid Cooperation Office



出所:Europa Aid の HP

[http://europa.eu.int/comm/europeaid/general/organigramme\\_16novembre2005\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/europeaid/general/organigramme_16novembre2005_en.pdf)

そこで、そうした種々の援助プログラムの整理統合を図るために、2001年1月1日に、Europe Aid Cooperation Office (AIDCO) が設立された。通常、EUの対外関係総局 (DG RELEX) が戦略ペーパーや地域向けプログラムを組むが、これを受けて融資計画を組み、実行するのが AIDCO になる<sup>32</sup>。AIDCO の設立当時の組織形態は図2の上部に当たる部分になるが、近隣諸国地域政策の出現の動きに合わせるかのように、4年後の2005年11月に、同じ図の下部に当たるような再編策が提示されている。なお、再編後は、東欧を含むヨーロッパ担当セクションと地中海南岸を扱うセクションが統合され、さらに近隣諸国政策と合わせて新しい部局が設置されており、EUの近隣諸国政策の一元化が試みられている。この AIDCO は、EU 拡大、人道支援、緊急支援といった一部の例外を除いた援助プロジェクトの大半を担当しており、現在では、

<sup>31</sup> EC(2004) "Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, On the Instruments for External Assistance under the Future Financial Perspective 2007-2013", COM(2004)626final, p.6.

<sup>32</sup> DG External Relations, DG Development and AIDCO(2001). *Interservice agreement*, 18-24.

EU 予算およびヨーロッパ開発基金から拠出される対外援助予算の 80%の支出を行っている<sup>33</sup>。

この大掛かりな組織再編は 2004 年 9 月に欧州委員会で決定されるが、地域的にも、そしてテーマ的にも広い範囲をカバーすることになった従来の援助フレームワークを、より簡素で効果的なそれに置き換えることを目的にしている<sup>34</sup>。組織の再編は、当然のことながら従来の援助フレームワークの再編・統合を伴い、新組織の下で、2007 年から 2013 年にかけての新しい支援プログラムが立案されている。新援助フレームワークでは、a/EU 加盟前支援、b/ヨーロッパ近隣諸国政策およびパートナーシップ支援、c/開発協力、経済協力支援、d/安定化のための支援<sup>35</sup>の 4 つが立ち上げられており、従来の人道援助およびマクロ的な財政援助の 2 プログラムと併せて合計で 6 つの援助フレームワークに簡素化されている。逆の視方をすれば、6 つに集約されたヨーロッパの援助フレームワークの一つに、ヨーロッパ近隣諸国政策およびパートナーシップ支援が掲げられているのである。

2007 年からの ENPI は、既存の援助手段やその後継に当たるものの下で提供される支援策を補完し、とりわけ国境間協力に重点を置いている<sup>36</sup>。そこで、次節では、従来の Interreg プログラムの枠組みで推進されている地中海政南部の Interreg IIIB MEDOCC について、2005 年に発表された中間評価を参考にしながら、MEDA との関りを中心に見ることとする。

#### 4.2. MEDA 諸国と MEDOCC プログラム

2000 年から 2006 年までの予定で、EU は InterregIIIB プログラムを開始したが、そのうちの一つである MEDOCC プログラムには、地中海南岸地域を取り込むことが意図されている。とりわけ InterregIIIB では、EU 委員会とメンバー国内での国、地域、ローカルの責任者間での国境を越える地域協力をメインにしているが、MEDOCC プログラムでは、EU のみならず EU 周辺地域との経済関係の強化が謳われているのである。

MEDOCC とはフランス語の西地中海 Méditerranée Occidentale の略称であるように、このプログラムは、東から、まず、ギリシャの全ての領土、そしてイタリア西部の 13 地域、地中海のマルタ、フランス南部の 4 地域、スペインの地中海沿岸部の 6 自治地域と 2 つの自治都市、そしてポルトガルの南部 2 地域を対象とし、これらを中

<sup>33</sup> Europe Aid の HP [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/reform/intro/project\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/external_relations/reform/intro/project_en.htm)

<sup>34</sup> EC (2004) "Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on the Instruments for External Assistance under the Future Financial Perspective 2007-2013", Brussels, 29.9.2004, COM(2004) 626final.

<sup>35</sup> なお、d/安定化のための支援の対象となるのは、具体的には、PKO や原子力エネルギー関連など、平和構築や市民社会の安全に関するプログラムである。

<sup>36</sup> EC(2004)"Communication from the Commission, European Neighbourhood Policy, Strategy Paper" COM(2004) 373 final,pp.26-27.

心に取り組みられている地域内での地域間協力形成を目的としている。当該地域には、7700万人が暮らす、人口比で見ると、イタリアが57%、スペインが26%、フランスが16%、ポルトガルとジブラルタルがそれぞれ1%となっており、イタリアの占める比率が非常に高いことから<sup>37</sup>、MEDOCCプログラムの管理責任機関は、イタリアのインフラ・交通省 (Ministero Infrastrutture et Trasporti) となっている。したがって、MEDOCCプログラムの公用語はフランス語とされ、申請書等はフランス語で書かれることが求められているが<sup>38</sup>、MEDOCCのホームページで発表されている各事業を見る限り、現在のところ、イタリアからの参加が多数を占めている。

このMEDOCCプログラムの目的は、南ヨーロッパの競争力を高めると同時に、前述のように、MEDOCC地域と地中海沿岸の第三国との経済統合を実現し、MEDA地域のバルセロナプロセスに貢献することも含んでいる<sup>39</sup>。したがって、近年、地中海沿岸のEU加盟国に加えて、MEDOCCはチュニジア、アルジェリア、モロッコを中心にMEDA該当国との地域間協力にも積極的であり、2004年からは、MEDAとMEDOCCを融合させたプログラム(MEDA-MEDOCC)も開始されている。MEDOCCプログラムの受益国の各コーディネーターは、プログラム委員会 (Comité de Programmation) やフォロー委員会 (Comité de Suivi)<sup>40</sup>に参加するが、近年では、こうしたマグレブ諸国のコーディネーターもオブザーバーとしてこれらの会議に参加することが認められている。

MEDOCCプログラムで掲げられている優先事業は、まず、一つめとして、地中海西部の北側と南側の両サイドの統合(Axe1)、二つめに、都市と農村間での協力を意識した国土開発、都市システムの戦略作り(Axe2)、三つめとして、効果的かつ持続的な輸送システムの確立およびサービスセクターにおけるIT技術導入の推進(Axe3)、四つめとして、環境保護、文化遺産と自然資源(とりわけ水資源)のマネジメント(Axe4)となっている<sup>41</sup>。なお、Axeとは、中心線とか軸を意味するフランス語であるが、中間評価では、Axe3が、思いの他円滑に推進されていないことが指摘されている。

MEDOCCプログラムの参加者は、官・民・学に開かれているが、①少なくともMEDOCC地域の2地域からのパートナー(可能であれば地中海南岸地域も含む)で構成されていること、②国境を越える性質のものであることに加えて、イノベーティブであることを明らかにし、その付加価値を示すこと、③3年以内に終了予定の事業で、費用は30万から300万ユーロ内に留めること等が条件として掲げられており、

<sup>37</sup> ECOTEC(2003) Rapport d'Evaluation Intermédiaire du Programme d'Initiative Communautaire, INTERREG IIIB espace Méditerranée Occidentale, ECORYS.

<sup>38</sup> <http://www.interreg-medocc.org/gr/faq.php>.

<sup>39</sup> InterregIIIB MEDOCC のプログラム

<http://www.interreg-medocc.org/en/medocc.php>

<sup>40</sup> 日本語訳は、清水耕一「国境を越える地域経済圏の形成—フランス・ベルギー国境地域におけるINTERREGの事例—」『北東アジア経済研究』、第2号、2005年を参照。

<sup>41</sup> InterregIIIB MEDOCC のプログラム

さらに、複数のタイプの活動が含まれることが好ましいとされている。2000-2006 期間における MEDOCC プログラムは、総計 2 億 1490 万ユーロの予算を組んでいるが、欧州地方開発基金(ERDF)が 1 億 1900 万ユーロを、残りを各国が拠出することになっている。一方、MEDA-MEDOCC プログラムでは、モロッコ、アルジェリア、チュニジアそれぞれに対して、150 万ユーロずつ、計 450 万ユーロが、また、スペインとモロッコ間の国境を越える事業に 180 万ユーロ、そしてジブラルタルとモロッコ間のそれに 40 万ユーロ、その他に 70 万ユーロが充てられることになっている<sup>42</sup>。なお、マダガスカル 3 カ国それぞれに対する 150 万ユーロの内訳は、120 万ユーロがプロジェクトそのものに（プロジェクト一つに対しては 10 万ユーロから 20 万ユーロ）、20 万ユーロが MEDA の受益国によって実施されるプログラムの管理とコーディネーションに、7 万 5000 ユーロが MEDOCC 側の組織に、残りが補助費として計上されている。

表 7 MEDOCC プログラムの申請・採択状況

プロジェクト	2002		2003-2004	2004-2005
	第 1 回	第 2 回		
申請数	69	76	110	124
採択数	14	30	33	26

出所：Programme MEDA-Voisinage et Interreg IIIB Medoccc  
[http://www.interreg-medoccc.org/Download/Presentations\\_MEDA.zip](http://www.interreg-medoccc.org/Download/Presentations_MEDA.zip)

MEDOCC プログラムの申請・採択状況は表 7 に見るようになってきているが、2003 年以後、表 8 に見るように、MEDA 諸国の MEDOCC プログラムへの参加も顕著に観察されるようになってきている。なお、この数字は、2005 年前半に発表されたものであるが、プログラムへの参加募集は、MEDOCC のホームページ上でもなされており、この 1 年で、数字は飛躍的に伸びているようである。具体的には、MEDA 各国の MEDOCC コーディネーターが、申請された事業から MEDA 諸国にとって優先順位が高く、MEDOCC プログラムに貢献すると思われるものを吟味し、採択する<sup>43</sup>。その後、MEDA 諸国の MEDOCC パートナーは、MEDOCC の事業リーダーに、新たに付け加わる MEDA の事業を提案し、両者の間で協定が結ばれ、この協定の内容は MEDOCC の管理当局(*autorité de gestion*)に通知される<sup>44</sup>。一方、補助金支払いの協定は、AIDCO のガイドに基づいて、MEDA 諸国の当局と、事業実施者との間で結ばれる<sup>45</sup>。また、協定締結までの事前指導は、各国の EU 代表部が執り行うことになっている<sup>46</sup>。なお、MEDA 諸国の当局と

<sup>42</sup> Programme de voisinage MEDA pour la Cooperation, Transnationale et Transfrontaliere, Participation des Pays MEDA au Programme MEDOCC, [http://www.interreg-medoccc.org/Download/Annexe\\_3\\_Modalités\\_de\\_mise\\_en\\_oeuvre.doc](http://www.interreg-medoccc.org/Download/Annexe_3_Modalités_de_mise_en_oeuvre.doc).

<sup>43</sup> *Ibid.*

<sup>44</sup> *Ibid.*

<sup>45</sup> *Ibid.*

<sup>46</sup> *Ibid.*



MEDA の事業実施者との間での資金の支払いは、事業リーダーによって提出された中間もしくは最終報告書が管理当局の承認を受けた後になる<sup>47</sup>。なお、MEDA 諸国から MEDOCC プログラムへ参加している具体的な事業のいくつかは表 9 のようになる。

表 8 マグレブ諸国の MEDA-MEDOCC プログラム分野別参加状況。

	33 事業 [2003-2004]			26 事業 [2004-2005]		
	モロッコ	アルジェ リア	チュニジ ア	モロッコ	アルジェ リア	チュニジ ア
Axe1	6	1	2	2	1	2
Axe2	3	2	1	2	0	1
Axe3	2	1	3	0	0	0
Axe4	2	0	3	2	2	4
合計	13	4	9	6	3	8

出 所 : Programme MEDA-Voisinage et Interreg IIIB Medoccc  
[http://www.interreg-medoccc.org/Download/Presentations\\_MEDA.zip](http://www.interreg-medoccc.org/Download/Presentations_MEDA.zip)

現在、MEDOCC の中間評価<sup>48</sup>が発表されているが、そこでは、時間の関係で十分にプログラム参加者にインタビューを行うことが不可能であったとの断りをつけながら、2003 年 10 月 31 日の時点で認可されていた 44 の事業のうち 12 が抽出されて評価がなされている。それによると事業に必要な費用は、事業実施後に、参加者からの申請を受けて払い戻されるという形をとることになっているが、評価対象プログラム 12 のうち、参加者からの申請を受けて払い戻された金額は、当初の予算に対して最大でも 54.95% (INTERNUM, 歴史資料に関する大学間プログラム) にすぎず、うち 2 プロジェクトは 0%、多くが 30% 以下に留まっていることが明らかにされている。このことは、予定どおりに事業参加者の募集に成功し、円滑に事業が実施されたというわけではないことを示している。また、これらの事業の多くは、MEDA 諸国からの参加を予定していたが、評価の時点で、事業完了に伴う払い戻しの申請を MEDA 諸国から受けて支払われた例はないという。また、事業推進チームは、一人のリーダーと複数のパートナーで構成されるが、中間評価では、パートナーの数が増えるにつれて、事業の管理が困難になっていることが指摘されている<sup>49</sup>。したがって、パートナーの数を制限し、チーム内でのネットワークの構築、異なる国のパートナー間での仕事の配分の強化などが勧告されている。

<sup>47</sup> Programme de voisinage MEDA pour la Cooperation, Transnationale et Transfrontaliere, Participation des Pays MEDA au Programme MEDOCC,  
[http://www.interreg-medoccc.org/Download/Annexe\\_3\\_Modalités\\_de\\_mise\\_en\\_oeuvre.doc](http://www.interreg-medoccc.org/Download/Annexe_3_Modalités_de_mise_en_oeuvre.doc), p.4.

<sup>48</sup> ECOTEC(2003)Rapport d'Evaluation Intermédiaire du Programme d'Initiative Communautaire, INTERREG IIIB espace Méditerranée Occidentale.

<sup>49</sup> *Ibid.*, p.36(Part I).

表9 MEDA 諸国が参加している MEDOCC 事業の例

	事業名	事業内容	開始日	終了日	総予算
Axe 1.1	Euromedsys	地中海特有の生活様式・ 伝統食品の生産ネットワ ーク	01/09/2002	31/10/2004	€ 2197288
	Euromedsys II	地中海特有の生活様式・ 伝統食品の生産ネットワ ーク	11/07/2005	30/06/2007	
	GRASSWAY	地中海の古代ガラスの歴 史研究	01/01/2002	30/09/2004	€ 1430000
	MAEM	MBA 大学コンソーシア ム	30/12/2002	31/10/2004	€ 1070100
	MAGHREB	マグレブの職業青年をヨ ーロッパ企業へ紹介	01/01/2003	31/10/2004	€ 428207
Axe2.1	AMAT	地域開発・工業団地整備	01/01/2002	31/06/2004	€ 1346852
	PIC-RM	地域開発に際して、統一 性を保つためのネットワ ーク構築		30/06/2007	
	RURL-MED	農村開発	01/09/2002	31/10/2004	€ 1170344.28
Axe3.2	WATERFRON T	港湾整備	01/06/2004	31/05/2006	€ 2506500
Axe3.3	PORT NET MED PLUS	西地中海港湾・地域ネッ トワーク形成	01/06/2002	30/10/2004	€ 2374651
	Securemed	西地中海の航海の安全と 環境保全		30/06/2007	€ 2127940
Axe3.4	ROL	地域の行政ネットワーク 構築	01/01/2002	30/09/2004	€ 2091698.22
	MEROPE	都市交通システムの構築	01/08/2002	31/10/2004	€ 2500880
Axe4.1	ANSER	古代海上交通システムの 調査	01/01/2001	31/12/2004	€ 2609894.5
	GENMEDOC C	植物の遺伝子保存センタ ーネットワーク	01/06/2004	30/05/2006	€ 1653710
Axe4.2	ETSM	持続可能な観光開発およ び自然の中でのスポーツ 活動推進	01/09/2002	31/10/2004	€ 442510
	GAPMEDOCC	西地中海の農民芸術			
Axe4.3	MedCypre	農村経済活性化と防災の ための糸スギ利用推進		30/06/2007	
	MYTILOS	地中海沿岸部の水質監視 ネットワーク		31/12/2006	€ 1516246
Axe4.4	Hydranet	水力資源開発ネットワー ク		30/06/2007	
	SEDEMED	地中海沿岸部の乾燥と砂 漠化防止	01/02/2002	30/09/2004	€ 2725200

MEDOCC の HP, <http://www.interreg-medocc.org> より筆者作成.

地中海南側諸国が MEDOCC プログラムに効果的に参加する際の障害として、MEDOCC のオーガナイザーは、①両地域での運営方法や組織形態が極めて異なることからくる協働の困難さ、②地中海南側のパートナーの活動に対する資金援助が不可能、③また、MEDA 諸国が事業参加に際して ERDF の資金を得ることが困難であること、④ヴィザ発給問題、⑤パートナーの質の問題、⑥支払い方法が極めて厳格であること等を指摘している<sup>50</sup>。もっとも、②と③については、2004 年以降の MEDA-MEDOCC プログラムの開始や、2005 年 10 月に MEDA 近隣諸国プログラムのフレームワークで、INTERREG で融資されるプロジェクトに MEDA 諸国が参加することを欧州委員会が認めるなど、改善の兆しがみられる。なお、MEDOCC 自身に対しては、先の中間評価では、R&D に関する投資が少なく、IT 投資も思ったように伸びず、MEDOCC 諸国間の通信・交通システムの改善などが指摘されている。

#### 5・総括—EU と地中海南岸地域の今後—

近年、EU は、少子化を背景に労働力不足の問題に直面している。欧州では今後急速に高齢化が進み、2050 年には労働力人口が 5200 万人も減少し、2 億 5500 万人になる見通しである<sup>51</sup>。これに対して、2005 年 12 月欧州委員会は労働力不足を補うため、高度な知識や技術を持つことを条件に移民の受け入れ緩和措置を提案した<sup>52</sup>。しかし、一方で、現在、EU の地中海沿岸地域は、対岸からの不法移民・難民の増加という深刻な問題も抱えている。こうした不法移民の流入は、ヨーロッパ社会に多大なコスト負担を強いることから、欧州連合 (EU) 首脳会議は、2005 年 12 月 17 日に採択した議長総括に不法移民やテロへの対策強化を盛り込んでいる。具体的には 2006 年より、大量の移民が押し寄せた際の対応にあたる緊急対策チームを立ち上げ、周辺国・地域との協力を強めるとともに、不法移民の動きを追う監視体制を強めることになっている<sup>53</sup>。もっとも、移民の中には、出身国での人権弾圧、政治的抑圧からの逃亡を図っているものも多く含まれており、アキ・コミュニーテルを受け入れ、実践しているはずの EU 加盟国がそうした難民の流入を力で阻止することも不可能であるというジレンマも発生している。こうした現実の中で、2004 年より試みられている近隣諸国政策は、移民の発生源である周辺国の政治改革、民主化を進め、経済的安定を図ることを必須条件に掲げている。

一方、2005 年は、フランスでの移民暴動が話題になった年でもあった。「同化政策」を掲げているフランスは、他のヨーロッパ諸国と比べて「同化」した移民に対しての差別は少ないと言われてきた。しかし、主要都市の郊外に建てられた低所得者向け団

<sup>50</sup> Programme MEDA-Voisinage et Interreg IIIB Medoccc, Participation des pays tiers Méditerranéens dans le programme MEDOCC, [http://www.interreg-medoccc.org/Download/Presentations\\_MEDA.zip](http://www.interreg-medoccc.org/Download/Presentations_MEDA.zip)

<sup>51</sup> 日本経済新聞 2005/12/23.

<sup>52</sup> 日本経済新聞 2005/12/23.

<sup>53</sup> 日本経済新聞 2005/12/18.

地に住む移民のかなりの割合がマグレブ出身者で占められていることもあり、「同化」のありようが十分ではなく、また、受け入れ側にも、こうしたマグレブ移民に対して差別意識が強いことも指摘されている。今回の暴動は、フランスの同化政策が不十分にしか機能しておらず、フランス共和国精神の矛盾とマグレブ移民の閉塞感を露呈することになった。しかし、その一方で、移民に対してはっきりとした分離政策を敷いていると言われるイギリスで発生した無差別テロと比べると、次元の異なる反発に留まっていることも事実である。長い目でみれば、こうした衝突を繰り返しながら、徐々にマグレブ移民はフランスに同化されていくとの視方もあるようであるが、マグレブ諸国から、100年以上に渡って積極的に移民を受け入れてきたフランスにおいてですら観察されるこうした移民とフランス社会の軋轢は、EU と MED 諸国とのパートナーシップという試みが、そう易々と実現されるものではないことを示唆している。

近隣諸国政策誕生の背景には、EU 拡大後、EU の境界線が東に移ったことがあることも忘れてはならない。東へ国境が広がったことにより、地理的な EU の中心も東に移動する。これまで閉められていた鉄のカーテンが開かれたことにより、地中海南岸に向けられていた EU の関心と資金は東へと移りつつある。一方、この EU の東縁も、地中海南側諸国と同様に、東からの移民や不法行為の流入といった問題を抱えている。こうした現実と直面しながら、乏しい資金をどこの国境線に重点的に配備するのか、EU 首脳国、とりわけ東と南の国境沿いにあるドイツ、フランス、イタリア、スペイン間で綱引きが繰り返されつつある。バルセロナ宣言が発表された背景には、冷戦終了後、東欧に対する関心がヨーロッパ内で高まりつつある中、1986年に EU 加盟を果たしたスペインとポルトガルが、EU の安定には地中海南側諸国の安定が不可欠であることを主張したことに端を発する点については冒頭に述べたが、10年後、体制が大きく変わった現在においても、EU 内のそれぞれの地域が、それぞれの周辺地域に神経を尖らせ、問題解決のための資金を中央から獲得することを試みる構造そのものは変わっていないようである。

一方、第2節で述べたように、アメリカ自身も、中東に大きな関心を寄せている。アメリカは、本来、本稿で中心に触れたマグレブ諸国よりも、マシュレク諸国<sup>54</sup>に対する関心の方が強いようであるが、「中東民主化構想」を掲げ、各国との二国間 FTA にも積極的に取り組んでいる。しかしながら、エジプト、パレスチナ自治区、レバノンといった地域の民主選挙では、イスラム原理主義政党の勝利が続いているという皮肉も観察される。こうしたアメリカの行動に対して、EU としてはどのような中東政策をとることが望ましいのであろうか。アメリカの中東政策が一極システムであるのに対して、EU のそれは多極システムであるとの見方も第2節で紹介したが、前者が、アメリカ帝国主義の押し付けを露呈し、それに対する反発が強いものに対して、後者は、多極であるが故に、関係国のさまざまな利害関係が重複し、本質的な改革前進に結び

<sup>54</sup> エジプト、ウエストバンク/ガザ、シリア、レバノン、ヨルダン。

つきにくい様子も観察される。また、アメリカ、EU、地中海南側諸国（MED）という複雑な関係に加えて、MED と一括りとされるグループの中にアラブ諸国とイスラエルが含まれていることも忘れてはならず、MED 内の協調においてすら展望が描けない状況にもある。

従来の構造調整融資は、外貨不足に陥っている対象国に資金を供給する際の条件として、経済理論やあるべき民主化の姿に沿った条件（コンディショナリティー）を受け入れさせるという形をとっていた。この時、対象国の外貨不足という問題を引き起こしている背景や現状を、社会構造や歴史といった非経済的側面にまで踏み込んで捉えられることはあまりなかった。一方、外貨不足に陥っている当該国としても、コンディショナリティーに応じることが可能であるかどうか、もしくは応じることによって生じるであろう社会的影響について熟考することよりも、とりあえず短期的な融資を受け入れることが優先された。しかしながら、市民社会が成熟しておらず、民主的な手段で選ばれているとは言いがたい者が国の権力の中枢にいる場合には、構造調整の受諾によって何がしかの利益を得る層と、その不利益を受ける層が明確に分離されることも珍しくない。また、冷戦終結までは、ドナー国自身も、民主的な政府であることよりも、共産主義やイスラム原理主義の影響下でないことを優先したことから、必ずしも独裁政権を否定しはしなかった。このような場合、社会・政治構造の是正を行うことなく外部から資金を導入してみても、一部の利益享受者に資金が集中的に流れることによって社会経済のさらなる歪みを助長したり、弱者が構造調整による不利益を集中して受けるという問題を孕んでいた。これに対して、本稿で紹介したバルセロナプロセスや ENP では、EU に加盟することは無いという前提の下においても、まず、EU の法体系アキ・コミュニーテルやグッドガバナンスが要求される。また、融資された後にコンディショナリティーを実施することが多かった構造調整融資に対して、バルセロナプロセスや ENP では、ガバナンスの改善といった条件を満たした後でしか、EU のパートナーとしてみなされない。EU のパートナーとして認識されなければ、巨大な EU 市場への自由アクセスも、EU からの援助や投資といった経済的便益も期待できない。そうした意味では、ENP は、従来の構造調整融資と比べて、被援助国の改革への主体性がより大きく問われる制度であるともいえる。また、先に述べたように、限られた資金を EU の東の国境周辺地域と南の周辺地域で競いあいながら獲得することを強いられる現状が、さらにそうした周辺国の改革へのインセンティブを高める動機になることも考えられる。

もっとも、EU 拡大によって加盟国が増大したことから、とりわけ旧加盟国の財政負担は重くなりつつあり、2005 年末には、分担金を巡って英仏間での争いが表面化し、中期予算がすみやかに決議されなかった。また、東欧へ資本や仕事が出ることの反発、外国人の流入といった目に見える社会の変化に対する不安から、各加盟国でナショナリズムの台頭も観察される。こうした動きは、フランスやオランダの EU 憲法

否決へと繋がり、ローマ条約以降、少しずつ、しかし確実に進展を遂げてきたヨーロッパの「EU 主義」の見直しも必然となっている。また、一方で、こうした EU の周辺諸国に対する経済・社会支援の背景には、将来、エネルギー不足が深刻化するという予測があることも指摘したい。EU の周辺地域であるロシア、地中海南側地域は、世界でも有数のエネルギー供給地帯である。こうした地域と良好な経済・政治関係を構築し、インフラやエネルギー開発に積極的なのは、周辺地域の為というよりも、EU 自身の将来に有益であるという、したたかな計算に基づくものであることも事実である。

2005 年 11 月 27 日－28 日に、バルセロナ宣言 10 周年を記念するサミットがバルセロナにて開かれた。そこでは、対テロ行為に関する規定が新たに付け加えられるとともに、従来のやり方をさらに発展させながらバルセロナプロセスを推進していくことが確認されている。本稿で述べたように、2007 年から、EU の近隣諸国に対する政策も新たな転換点を迎える。EU 側の事情とその周辺諸国側の事情それぞれが相互に作用しながら、常に新機軸を生み出してきた EU であるが、財政基盤が細るなかで、トルコやウクライナといった国の加盟問題、中東、ロシアおよびその周辺国との関係といった課題に対して、どのような取り組みを展開していくのか、今後のさらなる進展に注目したい。

参考文献

- Andersson, Katrine, The Euro-Mediterranean Partnership-Composition , Strategic Importance and influence on the Barents Euro-Arctic Cooperation,<http://www.barents2010.net/files/tQC3ddMr.doc>.
- 中東調査会 (2001)「主要要人スピーチ EU・チュニジア・パートナーシップ協定／ベン・アブダッラ工業大臣の発言 (10月18日付「ザバーハ」紙)」  
<http://www.meij.or.jp/information/speech/2001/2001-10/20011018tunisia.PDF>.
- Commission Européenne (200?) *Union Européenne-Maghreb 25 ans de Cooperation 1976-2001* (Direction Générale Relations Extérieures, Direction Moyen et Proche-Orient, Méditerranée Sud, Unité Maghreb).
- EC(2001)A *Guide to bringing INTERREG and TACIS funding together*,  
[http://europa.eu.int/comm/regional\\_policy/interreg3/documents/tacis\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/regional_policy/interreg3/documents/tacis_en.pdf).
- EC(2003)Wider Europe-Neighbourhood: A New Framework for Relations with our Eastern and Southern Neighbours, *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament*, Brussels, 11...2003, COM(2003), 104 final.
- EC (2004) "On the Instruments for External Assistance under the Future Financial Perspective 2007-2013", *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament Brussels*, 29.9.2004, COM(2004) 626final.
- EC(2004)"On the Commission Proposals for Action Plans under the European Neighbourhood Policy (ENP)", *Communication from the Commission to the Council*, Brussels, 9.December 2004, COM(2004),795 final.
- EC (2004) "European Neighbourhood Policy Strategy Paper", *Communication from the Commission*, Brussels, 12.5.2004, COM(2004) 373 final.
- ECOTECH(2003) *Rapport d'Evaluation Intermédiaire du Programme d'Initiative Communautaire, INTERREG IIIB espace Méditerranée Occidentale*, ECORYS.
- Euromed Report(2004) *EU Strategic Partnership with the Mediterranean and the Middle East*, Issue No 78, 23 June 2004, pp 1-6 Available at [http://europa.eu.int/comm/external\\_relations/euromed/publication/2004/euromed\\_report\\_78\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/external_relations/euromed/publication/2004/euromed_report_78_en.pdf) (2005/12/19) .
- Euromed Report(2005)*10th Anniversary of the Euro-Mediterranean partnership, Barcelona*, Summit Conclusions, 27-28, November, 2005, Issue, No.92, 30,

November, 2005.

- Gendarme, René(1999) “La coopération Europe-Méditerranée”, *Mondes en Développement*, Tome 27, Numéro 105.
- 蓮見 雄(2005)「欧州近隣諸国政策とは何か」『慶応法学』第2号.
- MEDA Team Information (2001) “From ‘MEDA I’ to ‘MEDA II’: What’s new?” *Euromed Special Feature*, Issue No.21, 3 May 2001.
- メッラーフ, F.M.(1979)『EC とマグレブの経済関係』アジア経済研究所. (Farid Mohammad MELLAH, *Les Relations CEE/Maghreb*, 1977)
- ペルクマンズ, J.(2004)田中素香訳『EU 経済統合』, 文真堂.
- SEC (1989) Communication de la Commission au Conseil vers une Politique Méditerranéenne Renovée, 1961final.
- SEC (1990) Communication de la Commission au Conseil vers une Politique Méditerranéenne Renovée – Propositions pour la Periode, 1992-96, 812final.
- 清水耕一 (2005)「国境を越える地域経済圏の形成—フランス・ベルギー国境地域における INTERREG の事例—」『北東アジア経済研究』, 第2号.
- 鈴木清巳 (2005)「EU の対地中海・対エジプト通商政策—グローバル化・リゾナリゼーション, ヨーロッパ統合」, 山田俊一著『エジプトの開発戦略と FTA 政策』, アジア経済研究所, 第6章.
- 辻悟一(2003)『EU の地域政策』世界思想社.
- 辻悟一(2005)「EU の地域的結束について」『石巻専修大学 研究紀要』第16号.
- 内田正義「エジプト経済と欧州・地中海自由貿易圏構想—構造改革への触媒としてのエジプト・EU 連合協定」山田俊一著『エジプトの開発戦略と FTA 政策』, アジア経済研究所, 第7章, 2005年.
- Winters, L.A.(2000) “EU’s Preferential Trade Agreements: Objectives and Outcomes”, Dijck, P.V. and Faber, G. ed. *The External Economic Dimension of the European Union*, Kluwer Law International.